

青森県報

第二千六百二十四号

平成十八年
五月八日
(月曜日)

目次

告 示

- 計量法による定期検査機関の指定……………(商工政策課)……………一
- 基本測量の実施……………(監理課)……………一
- 公共測量の実施……………(同)……………一
- 都市計画事業の認可……………(都市計画課)……………二
- 同……………(同)……………二

公 告

- 青森県徴税吏員証の無効……………(税務課)……………二
- 特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告……………(県民生活課)……………三
- 大規模小売店舗の新設に関する届出……………(文化課)……………三
- 県営土地改良事業計画の決定……………(経営支援課)……………三
- 換地計画の決定……………(農村整備課)……………四
- 建設業者の許可の取消し……………(同)……………四
- 同……………(三八地域)……………四
- 同……………(県民局)……………四
- 同……………(青森県土整備事務所)……………五
- 同……………(五所川原)……………五
- 同……………(県土整備事務所)……………五
- 同……………(同)……………五
- 同……………(同)……………六
- 同……………(同)……………六

告

示

青森県告示第四百二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十条第一項の規定により、定期検査を行わせる者を次のとおり指定したので、同法第五十九条第二項第一号の規定により公示する。

平成十八年五月八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	定期検査の業務を行う特定計量器の種類	定期検査の業務を行う地域	指定年月日
社団法人 青森県計 量協会	青森市第 二問屋町 一丁目一 の六	質量計（土地又は建築物その他の工作物に取付けられている大型はかりに限る。）	青森県の区域（青森市、弘前市及び八戸市の区域を除く。）	平成十八年四月一日

青森県告示第四百三号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成十八年五月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 作業種類
基本測量（一等磁気測量）
- 二 作業期間
平成十八年七月一日から同月三十一日まで
- 三 作業地域
上北郡横浜町

青森県告示第四百四号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第

三項の規定により公示する。

平成十八年五月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

国土交通省

二 測量の種類

公共測量（街区基準点測量及び街区点測量）

三 測量の期間

平成十八年五月一日から平成十九年三月三十日まで

四 測量の地域

五所川原市

青森県告示第四百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、八戸都市計画公園事業を平成十八年四月二十五日認可したので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十八年五月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

八戸市

二 都市計画事業の種類

八戸都市計画公園事業（二・二・七十二号下久根公園）

三 事業施行期間

平成十八年五月八日から平成十九年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

青森県八戸市長根一丁目地内

2 使用の部分

なし

青森県告示第四百六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、八戸都市計画公園事業を平成十八年四月二十五日認可したので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十八年五月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

八戸市

二 都市計画事業の種類

八戸都市計画公園事業（三・三・十八号田向中央公園）

三 事業施行期間

平成十八年五月八日から平成二十五年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

青森県八戸市大字田向字冷水地内

2 使用の部分

なし

公 告

青森県徴税吏員証の無効

次の青森県徴税吏員証は、紛失したから無効とする。

平成十八年五月八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県徴税吏員証 (滞納処分に関する 質問、検査及び 検索)	発行番号 第三七二三号	発行 年月日 平成十六年 七月二十九日	紛失した 者の所属 職及び氏 名 八戸県税 事務所 主事 一戸史恵	紛失 年月日 平成十八年 三月三十一日 又は同年 四月一日	紛失場所 八戸市内
---	----------------	------------------------------	--	--	--------------

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年五月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成十八年四月二十一日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ふれあいネット五所川原
 - 三 代表者の氏名
蝦名 郁子
 - 四 主たる事務所の所在地
五所川原市大字湊字千鳥九〇市営住宅二の一〇
 - 五 定款に記載された目的
この法人は、地域住民に対して、地域住民参加の為の企画及び各種講座の開講を図る事業を行い、地域住民の社会参加の支援、社会全体の利益の増進と活性化に寄与することを目的とする。
- 大規模小売店舗の新設に関する届出
- 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年五月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) カブ・大野店
青森市大字大野字前田七三の四外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
紅屋商事株式会社
青森市新町二丁目五の八
代表取締役 秦勝重
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
紅屋商事株式会社
青森市新町二丁目五の八
代表取締役 秦勝重
- 四 大規模小売店舗の新設をする日
平成十八年十二月十八日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
二、八四一平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 1 駐車場の位置及び収容台数
二五二台(位置は、届出書添付図面のとおり)
 - 2 駐輪場の位置及び収容台数
八八台(位置は、届出書添付図面のとおり)
 - 3 荷さばき施設の位置及び面積
一五三平方メートル(位置は、届出書添付図面のとおり)
 - 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
六五立方メートル(位置は、届出書添付図面のとおり)
- 七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後十一時
 - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時三十分から午後十一時十五分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

五か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

平成十八年四月十七日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成十八年五月八日から同年九月八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年九月八日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、豊間内地区の県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十八年五月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十八年五月九日から同年六月五日まで

三 縦覧の場所

五戸町役場

換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、吉野田地区の県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十八年五月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十八年五月九日から同年六月五日まで

三 縦覧の場所

青森市役所
五所川原市役所

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年五月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社河文建設

二 代表者の氏名 榎本 一枝

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字白銀町字雷五の五

四 許可番号 青森県知事許可(般 一四)第六八九九号

五 取消年月日 平成十八年四月二十一日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十七年四月二十一日前記建設業者が合併又は破産以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年五月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 真健建設株式会社

二 代表者の氏名 高橋 光治

三 主たる営業所の所在地 青森市浜館一丁目一三の二

四 許可番号 青森県知事許可(般 一六)第一六九六一号

五 取消年月日 平成十八年四月十九日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、建築、大工、とび・土工、屋根、タイル・れんが・ブロック、ほ装、しゅんせつ、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実
平成十七年十一月二十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年五月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社和島組

二 代表者の氏名 和島 良蔵

三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字飯詰字清野四〇の二

四 許可番号 青森県知事許可(特 一七)第五九〇号

五 取消年月日 平成十八年四月十九日

六 取消しに係る建設業の許可

造園工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十八年四月五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年五月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社小鹿建設

二 代表者の氏名 小鹿 司

三 主たる営業所の所在地 北津軽郡中泊町大字尾別字浅井七の一

四 許可番号 青森県知事許可(特 一三)第九〇六五号

五 取消年月日 平成十八年四月二十日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る特

定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十八年四月十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年五月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 ファイン

二 氏名 古坂 文一

三 主たる営業所の所在地 つがる市柏桑野木田鶴野六三の三

四 許可番号 青森県知事許可（般 一六）第七〇〇四二号

五 取消年月日 平成十八年四月二十一日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十八年四月七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年五月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 田中建具木工所

二 氏名 田中 茂義

三 主たる営業所の所在地 北津軽郡中泊町大字大沢内字海原二二の三

四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第一四八二二号

五 取消年月日 平成十八年四月二十五日

六 取消しに係る建設業の許可

建具工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十八年一月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行所・発行人）
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭